

別表（第3条関係）

※補助金の交付対象となる事業は以下の事業です。

	用途・事業	補助対象となる物品等（例）
(1) 防災訓練	防災訓練	訓練に要した費用（ただし、食料費は除く。）
(2) 防災知識の普及啓発	防災研修会	講習会参加費等
	印刷製本	防災マップ、啓発冊子等
(3) 自主防災組織の活動等に必要な資機材等の整備	情報連絡用資機材	メガホン、携帯用ラジオ等
	初期消火用資機材	消火用バケツ、ヘルメット、消火器等
	救出活動用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、ロープ、カケヤ、土のう、はしご、ノコギリ、ハンマー、ジャッキ、ボール等
	救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布シート、投光機等
	避難用資機材	ライト、メガホン等
	給食給水用資機材	鍋、釜、コンロ、給水タンク、ガスボンベ等
	備蓄用	災害時に備えて備蓄する食料・飲料水等
	その他の資機材	腕章、リヤカー、備蓄倉庫、その他、市長が必要と認めるもの